

答 申

1 審査会の結論

異議申立人が、いなべ市長(以下「実施機関」という。)に対して、いなべ市情報公開条例(平成15年いなべ市条例第8号。以下「市条例」という。)に基づき、平成16年10月28日付けで行った「市長公室にて、平成16年9月10日受付された「雑種地買い上げのお願い」について関係各課で協議された内容及び結果」の公開請求(以下「本件公開請求」という。)に対して、実施機関が行った公文書不存決定処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人は、平成16年10月28日付けで市条例に基づいて行った本件公開請求についての公文書不存決定処分の取消を求めたものである。

3 実施機関の公文書不存の理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の経緯により、本件公開請求の対象となる公文書は作成しておらず不存である、というものである。

「雑種地買い上げのお願い」は、法令に基づく申請等に該当せず、一般的な要望書として位置付けしていたため、その要望に対して、文書による協議又は回答は必要ないと判断していた。

「雑種地買い上げのお願い」により買い上げ要望のあった土地については、市として具体的な利用計画が見当たらなかったため、買い上げの必要は無いとの判断に至り、具体的な利用計画が無い以上、文書による意思決定及び回答も必要ないと判断していた。

4 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

協議内容に関する文書は作成していないと言うが、何も説明されていない。

公文書不存はおかしい、納得がいかない。

5 審査会の判断

基本的な考え方について

条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することが無いよう、原則公開の例外を定めている。当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

本件公開請求の原因となる「雑種地買い上げのお願い」について

実施機関から当審査会に提示された「雑種地買い上げのお願い」は、法令に基づく申請等に該当するとは認められず、一般的な要望書として位置付けられるものと認められる。実施機関においては、当該要望書を含め各自治会等から多くの要望書が提出されており、全ての一般的

な要望書に対して必ずしも、協議、回答するに際して、文書を作成している事実は認められない。

本件についてみると、当該要望書についての協議、回答に際して、文書を作成していなかったとの実施機関の説明は是認できるものであり、文書が存在しないことについて、合理的な疑いを差し挟む余地は認められない。

よって、実施機関が公文書不存在と決定とした判断は妥当である。

平成17年3月16日

いなべ市情報公開審査会委員

[職 名]	[氏 名]
会 長	渡 辺 八 尋
委 員	宮 本 長 和
委 員	笠 井 誠 之 助
委 員	岩 崎 恭 彦

別 紙

審査会処理経過

[年 月 日]	[審査会の処理経過]
H16.12.27	諮問書受理
H17. 1.19	第 1 回審議、実施機関の説明及び異議申立人意見書確認 及び答申骨子のまとめ
H17. 2.16	答申案審議
H17. 3.16	答申